

令和5年2月に海難審判所で言い渡された裁決24件が、ホームページに掲載されました(令和5年4月)

区 分	海難審判所(東京) 1件2隻	地方海難審判所 (函館1、仙台2、横浜4、神戸4、広島3、門司4、長崎3、那覇2) 23件 32隻
海難種類(件)	衝突1 計1件	衝突8、乗揚7、衝突(単)5、死傷等2、運航阻害1 計23件
関係船舶(隻)	漁船1、遊漁船1 計2隻	貨物船9、プレジャーボート8、漁船6、遊漁船3、作業船2、旅客船1、油送船1、引船1、押船1、(プレジャーボート:モーターボート5、水上オートバイ3) 計32隻
死 傷 者(人)	死亡1、行方不明なし、 負傷3 計4人	死亡なし、行方不明なし、負傷6 計6人

上記のうち、海難審判所(東京)及び門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 熊本県三角港沖合で漂泊中の遊漁船と航行中の漁船とが衝突した事例

三角港北方沖合で、漂泊中の遊漁船と航行中の漁船とが衝突し、釣り客4人が死傷した

② 大分港で、出航する貨物船が防波堤に衝突した事例

大分港大在地区で、防波堤入口に向けて右転しながら出航する貨物船が、防波堤に衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 遊漁船A(4.7トン) 漁船B(3.0トン) 衝突事件

(三角港北方沖合で、漂泊中の遊漁船と航行中の漁船とが衝突し、釣り客4人が死傷した)

【海難概要】 三角港北方沖合において、遊漁船A(4.7トン、1人乗組、釣り客5人乗船)が、遊漁のため漂泊中、漁船B(3.0トン、2人乗組)が、漁場に向けて航行中、A船の右舷船尾部にB船の船首が衝突し、A船の釣り客4人が死傷した

【航法の適用】 海上衝突予防法(予防法)第38条及び第39条が適用される

・衝突地点は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である予防法が適用される

・予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、**同法第38条及び第39条の船員の常務**が適用される

【発生日時】

令和元年8月11日 06時40分

【発生場所】

熊本県三角港北方沖合

【死傷者】

A船: 死亡1人、負傷3人
(いずれも釣り客)

【損傷等】

A船: 右舷船尾部から中央部にかけて
亀裂を伴う擦過傷
B船: 左舷船首部に亀裂を伴う擦過傷

《原因等》 三角港北方沖合において、A船が漂泊中、B船が航行中、

B船: **動静監視不十分**で、漂泊中のA船を避けなかった(主因)

左舷前方に漂泊中のAを認めた場合、衝突のおそれがあるかどうかを判断できるよう、安全な距離に離れるまで継続して方位変化を確かめるなど、同船に対する**動静監視を十分に行うべきであった**

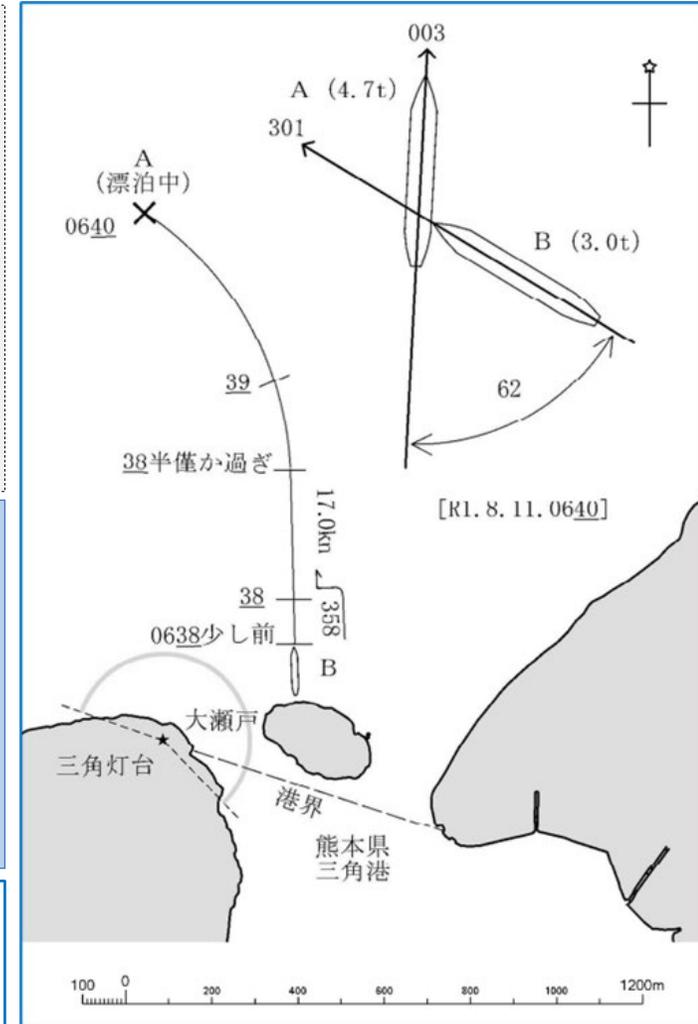
A船: **見張り不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

遊漁を行うため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、**見張りを十分に行うべきであった**

《背景》

B船長: 漁場の移動中に機関室内の熱気を排出することを思い立ち、舵輪から手を離して操縦席から立ち上がり船尾甲板へ向いたところ、僅かに左舵が取られ、緩やかに左回頭を開始したがこのことに気付かないまま、船尾甲板に移動した際、**短時間であればA船から目を離しても無難に航行できるものと思っていた**

A船長: **釣り客の様子を見ることに気をとられていた**



【受審人】

(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1か月業務停止

(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

《懲戒》

海難防止への
インフォメーション

② 貨物船A(10,471トン) 防波堤衝突事件

(大分港大在地区で、防波堤入口に向けて右転しながら出航する貨物船が、防波堤に衝突した)

【海難概要】 夜間、大分港大在地区において、貨物船A(10,471トン、13人乗組、トレーラーシャーシ121台、車両73台、コンテナ34本及びコンテナ台車18台)は、防波堤入口に向けて右転しながら出航中、大在西地区中防波堤東端に衝突した

【発生日時】 令和3年10月31日 05時29分半僅か前

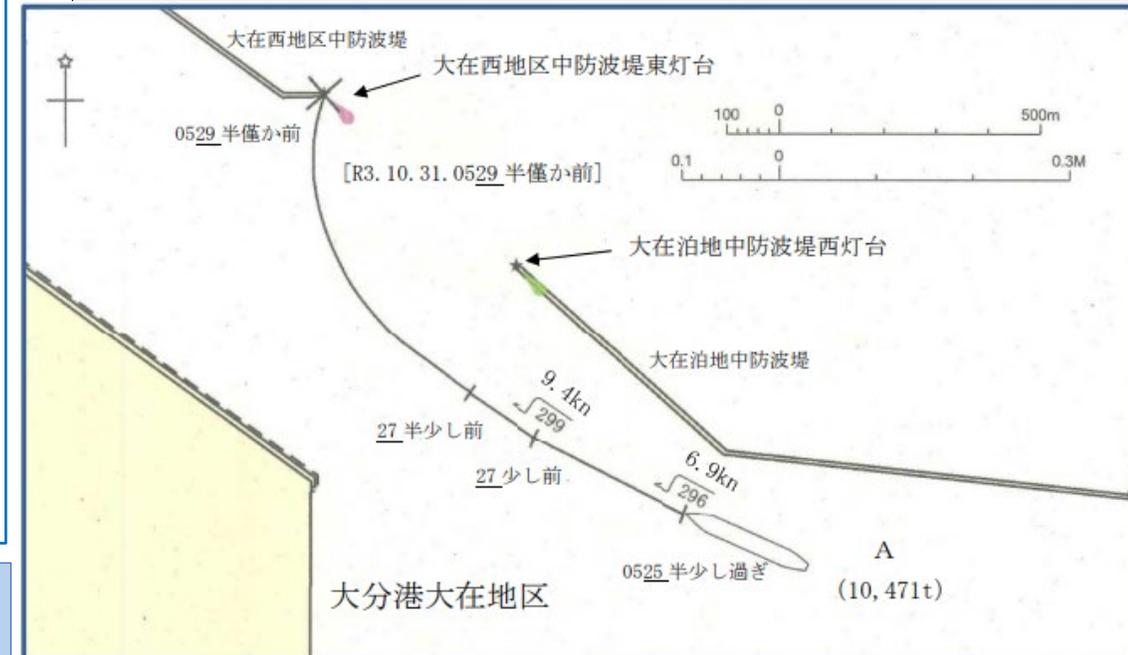
【発生場所】 大分港大在地区

【死傷者】 なし

【損傷等】 A船: 左舷船尾部外板に破口
防波堤: ケーソンに欠落及び大在西地区中防波堤東灯台に倒壊

(関連情報)

- ・A船長は、**甲板手(*指定海難関係人)**を操舵に就かせ、操船指揮を執っていた
 - ・A船長は、右舵一杯を令し、防波堤入口に向けて右転を開始した
 - ・甲板手は、舵角を十分確認することなく、**右舵10度**をとり、**右舵一杯**を取った**と思い込み、操舵号令を復唱した**
 - ・A船長は、周囲の方位変化から**右舵一杯の舵効が得られていないことを認めていたが、舵角指示器を見るなど、舵角の確認を十分に行わなかった**
 - ・A船長は、防波堤東端と至近距離でほぼ並行となったとき、舵中央に続き**左舵一杯**を令してキックで船尾の衝突を回避しようとしたが、**衝突を回避できなかった**
- * 指定海難関係人: 海難において受審人以外の当事者であって受審人に係る職務上の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するため必要があると認めるもの



《原因等》 夜間、大分港大在地区において、防波堤入口に向けて右転しながら出航する際、

- ◎ **舵角の確認が不十分**で、大在西地区中防波堤に向かって進行した
- * 船長が舵角の確認を十分に行わなかったことと、甲板手が操舵号令どおりに舵角をとらなかったことが運航不適切を招いた

船長Aは、右舵一杯を令し、防波堤入口に向けて右転しながら出航中、周囲の方位変化から右舵一杯の舵効が得られていないことを認めた場合、舵角指示器を見るなど、舵角の確認を十分に行うべきであった

《背景》

- ・A船長は、操舵号令どおりに舵角がとられているものと思っていた

【受審人】 (A船) 船長: 三級海技士(航海) → **《懲戒》** 1か月業務停止